

令和3年度第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月5日（月）13時30分～14時00分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 8件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第3号 青年等就農計画について
議案第4号 農用地利用集積計画について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 6件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5件
報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について 1件
報告第4号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 9件
5. 出席委員 10名
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、4番細谷修、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 0名
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査
8. 議事録

議長 委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和3年度第1回農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、8番板倉委員と9番篠崎委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮願います。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の 1 ページをお願いいたします。本日の議案は、5 議案でございます。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の承認 8 件、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認 3 件、議案第 3 号、青年等就農計画について 1 件、議案第 4 号、農用地利用集積計画については、利用権設定 13 件、所有権移転 4 件、議案第 5 号、農用地利用配分計画については 1 件でございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和 3 年 3 月 29 日、午前 9 時より、3 班の板倉委員、戸田委員、池田会長、市原委員、平山委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号 1 につきまして、平山委員より意見発表をお願いいたします。

14 番 はい。それでは申請番号 1 番をご説明いたします。本件は農地法第 3 条、所有権移転の申請でございます。場所は東金市関内字舞鶴の畑、合計 826 m²でございます。譲受人は農業拡大のため、譲渡人は会社を解散するためでございます。3 月 29 日に現地確認をしてきました。営農計画書、及び耕地面積、作業従事日数、農機具の保有書類等が添付されており、特に問題は無いと思われます。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に申請番号 2 及び 3 について、戸田委員より意見発表をお願いいたします。

10 番 説明いたします。申請番号 2、3 は同一案件ですので、一括で説明させていただきます。農地法第 3 条の規定によります賃借権の設定です。申請地は松之郷字関戸、2, 217 m²、松之郷字焼山、909 m²の 3 筆の畑で、合計 3, 126 m²です。譲受人は新規就農者であり、譲渡人は農業経営縮小とのことであります。特に問題は無いものと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号 4 については、私より発表いたします。

12番 農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は小沼田字下沼の畑、3,189㎡の農地です。申請理由は譲渡人が高齢化で農地を耕作出来なくなったために、譲受人にお願いしたものであります。営農計画においては、畑に生姜の作付けを予定しています。3月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。また、申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て提出されております。また、この案件については、地元の小沼田区長、及び実行組合長に立合確認を受けていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 次に申請番号5及び6について、市原委員より意見発表をお願いいたします。

13番 はい。申請番号5及び申請番号6は、申請人が同一人であり、申請理由も同じ事から、一括して説明をいたします。本件は農地法第3条の規定による賃借権の設定の申請です。申請地は東中字中他の畑、5筆、5,035㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により耕作出来ないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画書においては、サトウキビの作付けを予定しているそうです。3月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号7について、板倉委員より意見発表をお願いいたします。

8番 はい、申請番号7について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は北之幸谷字北西の畑、290㎡、田、1,751㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は高齢であり、後継ぎも就農者もない事から、農業を継承している譲受人の甥に申請地を贈与するため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻、ネギ、芋の作付けを予定しています。3月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請の書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号8についても、板倉委員より意見発表をお願いいたします。

8番 はい、申請番号8について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は宿字南原、北上野、申新田の畑、11筆、計3,915㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農地経営拡大のためです。営農計画においては落花生、野菜の作付けを予定しています。なお、申請者の譲受人は、譲渡人の甥です。3月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、議案書の4ページをお願いいたします。申請番号1は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、豊成小学校の北西、約300メートルのところに位置しています。申請地は、譲渡人が代表を務めた法人が平成13年に建売分譲2棟を目的として農地法5条の許可を受け、取得したものですが、現在に至るまで事業が実施されておりませんでした。当該法人は、大網白里市に本店を置く法人でございますが、平成30年11月に解散しておりますことから、今回、当該法人の代表者が清算人となり、申請に至ったものでございます。譲受人は、大網白里市在住であることから、大網白里市農業委員会が発行した農業経営実態証明書が添付されており、これによりますと経営面積、従事日数、機械の保有状況については、3条許可基準に適合しており、問題ないものと思われまます。なお、畑として耕作することについて、確約書が提出されておりますので申し添えます。

続きまして、申請番号2及び3は、譲受人を同じくする農地の賃借権設定の申請です。場所は、松之郷の八坂神社の北側、約500メートルのところに申請番号2の2筆が位置し、同じく約300メートルのところに申請番号3の1筆が位置しています。譲受人は、新規就農者で、露地野菜の作付けを計画しており、国の農業次世代人材投資資金、旧名が青年就農給付金の活用を予定していることから、補助要件である青年等就農計画の作成や農地中間管理機構から農地を借り受けることが必要となります。このため、この後の第3号議案で、「青年等就農計画について」、議案第4号議案、第5号議案において、「農用地利用集積計画」、「農用地利用配分計画」をそれぞれご審議いただく予定となっております。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等、問題ないと思われまます。

申請番号4は、法人の新規農業参入に伴う賃借権設定の申請です。場所は、東

金九十九里有料道路と広域農道が交差する地点から東に約700メートルのところに位置しています。譲受人は、東京都千代田区に本店を置き、健康食品やサプリメント等の製造、販売等を行っている会社であり、自社製品の原料とするため、ショウガの生産を行うとのことです。企業が農業に参入する場合の要件でございますが、「全部効率利用要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」については、個人が行う場合と同様です。企業が農地を借りる場合の要件といたしましては、「賃借契約に解除条件が付されていること。」、「地域における適切な役割のもとに継続的・安定的に農業を行うこと。」、「業務執行役員又は重要な使用人が1人以上その法人の農業に常時従事すること。」を満たす必要があります。添付書類を確認しましたところ、譲渡人との賃貸借契約書には解除条件が付されており、地域活動に参加することについて、地元小沼田区の区長及び農家実行組合長と面談し、内容の確認を受けたうえで確約書が提出されております。また、代表取締役及び従業員1名が常時従事する計画となっております。なお、農業の拠点といたしましては、九十九里町に事務所と倉庫を確保しており、申請地までの通作距離は約4kmとなっております。最後に、法人による使用貸借又は賃借権の設定につきましては、農地法の規定により市長に通知し、意見の有無を確認することになっておりますが、意見なしとの回答を得ておりますことをご報告申し上げます。

5ページをお願いします。申請番号5及び6は、譲受人を同じくする農地の賃借権設定の申請です。場所は、豊成小学校の東側、約500メートルから1キロメートルの範囲に点在しています。譲受人は、当該申請地等を借りてサトウキビを生産しておりましたが、昨年1月、自己都合により賃借権を解約した経緯があります。この度、譲受人のご子息が就農することとなり、譲受人と二人で営農を再開することとなったため、本申請に至ったものです。3条許可基準への適合でございますが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま。

申請番号7は、農地の所有権移転の申請です。場所は、正気小学校の南東、約800メートルから1300メートルの範囲に点在しています。譲受人は、譲渡人の甥であり、後継者がいないため、譲受人に譲渡するとのことです。3条許可基準への適合でございますが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま。なお、譲受人は、市内において営農型太陽光発電事業を営み、パネル下において榊の栽培を行っておりますが、現地を確認したところ、すべての圃場において適切に管理がされていることを確認しております。

6ページをお願いします。申請番号8は、農地の所有権移転の申請です。場所は、東金特別支援学校の東、約300メートルに位置しています。譲渡人は、譲受人の叔母で、遺産分割にて所有権を取得しましたが、高齢で、後継ぎも就農しないことから、譲受人に贈与するとのことです。譲受人は、船橋市に住所を置いておりますが、北之幸谷にある実家に一日おきに滞在し、また農繁期は連日滞在し、営農している

とのことです。3条許可基準への適合でございますが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、平山委員より意見発表をお願いいたします。

1 4 番 それでは申請番号1番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の転用を伴う賃借権の設定の申請でございます。場所は東金市求名字堤崎の畑で、1,031㎡でございます。用途は保育園の建設でございます。3月29日に現地確認をしてきました。事業計画書、資金計画書、見積書等、関係書類は整っており、特に問題は無いと思われます。よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。次に、申請番号2及び3につきまして、私より発表いたします。

1 2 番 申請番号2、3につきましては、譲渡人が一緒に、関連がございますので、一括で説明をいたします。申請番号2、申請地は福俵、土地区画整理地内、所在は西福俵字一丁目で、地目は畑、面積は660㎡のうち204.96㎡です。転用の目的は専用住宅1棟の建築です。なお、転用に伴う造成工事はありません。隣接農地への被害防除対策については、土砂等が流出した場合は、速やかに復旧する計画です。排水については、雨水は地下浸透で、汚水は公共下水道に接続する計画です。申請に必要な書類も全て提出されております。また申請番号3の案件

も、同じ敷地内の660㎡のうち、271.08㎡に、譲渡人は同じく、譲受人が別の方で、専用住宅1棟の建築の申請で、条件及び計画は全て前の方と一緒に、要件を満たしておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。申請番号1は、転用を伴う賃借権設定の申請です。場所は、求名駅の北側、約200メートル、城西国際大学に続く市道沿いに位置しています。転用の目的は、保育園用地です。立地基準につきましては、申請地は、鉄道の駅から300メートル以内に位置する農地であり、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。本事業につきましては、内閣府所管の企業主導型保育事業の助成対象事業として内示を受けており、今後、助成金の交付申請を予定しているとのことですが、現時点では交付額が決定されていないことから、本申請においては、所要資金を全額融資により賄うものとして、融資証明書が添付されています。

申請番号2及び3は、同一の譲渡人による転用を伴う所有権移転の申請です。場所は、西福俵の区画整理地内で、大和公民館の南、約60メートルのところに、隣接して位置しています。転用の目的は、いずれも専用住宅1棟の用地です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、いずれも、土地購入費の内金を除き、借入金で賄う計画となっております。残高証明書が添付されております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第3号、青年等就農計画について審議に入ります。農政課より説明をお願いいたします。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定によりまして、意見を求めた案件は、新規認定1件でございます。1ページをお願いいたします。こちらは、青年就農計画の申請です。田間の方です。営農類型は露地野菜です。技術の向上、設備の導入、耕作面積拡大による所得増加を目指す計画になっております。以上、新規認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は農業経営基盤強化促進法第14条の4の各要件に該当しております。また、農業事務所改良普及課が計画書の作成に携わっていることをお伝えします。審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、議案第3号、青年等就農計画についてご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、青年等就農計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、板倉委員は退室をお願いします。一時休憩します。

(板倉委員退室)

議 長 再開します。それでは、農政課より説明をお願いいたします。

農政課 はい。議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の

令和3年第4次農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、令和3年第4次農用地利用集積計画についてお諮りいたします。利用権の内訳といたしまして、利用権設定が13件、所有権の移転が4件となります。契約年数ごとの年数と面積については、利用権の設定が13件、面積合計が58,659㎡、その内訳として、5年が1件、面積合計が4,568㎡、10年が12件、面積合計が54,091㎡となっております。所有権移転の方は4件で、面積合計が11,581㎡となっております。1ページが5年の利用権設定管理台帳で、2ページが農地の出し手、受け手より提出のあった、農用地利用集積計画各筆明細書です。5筆中3筆が更新で、残り2筆が新規となっております。3ページが10年の利用権設定管理台帳となっております。4ページ、5ページ、6ページが農地の出し手、受け手より提出のあった、農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は更新で、福俵の認定農業者に貸付となりました。2番は更新で広瀬の農業者に貸付となっております。7ページ、8ページが10年の中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳となっております。9ページからは、20ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。3番は、新規で家の子の認定農業者に貸付となっております。4番は新規、6番は更新で、同じ北之幸谷の農業者に貸付となっております。5番は新規で幸田の認定農業者に貸付となっております。7番は更新で、上谷の認定農業者に貸付となっております。8番は新規で、北之幸谷の農業者に貸付となっております。9番、10番は新規で、同じ松之郷の認定農業者に貸付となっております。11番は新規で田間の農業者に貸付となっております。11番についてですが、1ヶ所だけ訂正がございます。利用権の種類が賃貸借になっておりますが、正しくは使用貸借なので修正をお願いいたします。12番は新規で松之郷の認定農業者に貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況は、26ページから33ページまでに記載されております。こちらは農家台帳の情報を元に作成しております。続きまして売買についてですが、21ページのとおりです。22ページから25ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、34ページ、35ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番については贈与による所有権移転で、2番、3番、4番は共に耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の所有権移転を受ける方については西中の農業者です。2番の買い手については、東中の農業者です。3番の買い手については、北之幸谷の農業者です。4番の買い手については、八坂台の農業者です。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数、経営意欲、青少年の後継者等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 はい。ありがとうございます。以上のとおり農政課から説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(板倉委員入室)

議 長 再開します。次に、議案第5号、農用地利用配分計画について審議に入ります。農政課の説明を求めます。

農政課 はい。議案第5号、農用地利用配分計画についてご説明申し上げます。別冊の農用地利用配分計画案をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項では、中間管理機構は中間管理を介した農地の貸し借りに際し、市町村に農地利利用集積計画案を作成することを依頼するとあり、第3項では市町村はその配分計画に関し、農業委員会に意見を求めるとあります。今回の計画では、中間管理機構へ1件の貸し出しがあり、1名の農業者へ貸し出すことが決まりましたので、本計画案を作成し、農業委員会へ意見を求めます。先の説明にあったように、新規就農の案件となっております。田間の農業者に利用権が配分され、経営状況については、6ページに記載されております。以上の内容により、意見照会させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。以上のとおり農政課から説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第5号、農用地利用配分計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第4号について、事務局から説明願います。

事務局 はい。議案書の10ページから13ページをお願いします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。2月26日から3月25日までに受付した案件は6件で、すべて相続による権利取得です。いずれも斡旋等の希望はないとのこと。

14ページをお願いします。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。番号1は、先ほどご審議いただきました利用集積計画における利用権設定の案件に関連し、使用貸借の設定を解除したものです。番号2は、令和3年3月10日に双方合意にて、貸借の設定を解除したものです。番号3は、先ほどご審議いただきました利用配分計画における新規就農者への使用貸借権の設定の案件に関連し、提出されたものです。番号4及び次ページの番号5は、先ほどご審議いただきました利用集積計画における利用権設定の案件に関連し、提出されたものです。

16ページをお願いします。報告第3号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について」です。番号1は、認定電気通信事業者による携帯電話事業にかかる基地局の建設に伴い事業計画書が提出されたものでございます。

17ページ、18ページをお願いします。報告第4号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。現地調査につきましては、番号1及び2が2月22日、番号3から7が3月10日、番号8及び9が3月24日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告は以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局から報告がありました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長　ありがとうございます。無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和3年4月5日